

奈良県告示第二百四十七号

奈良県心身障害者福祉センター条例（昭和五十四年三月奈良県条例第二十五号）第五条第四項の規定により、奈良県心身障害者福祉センター（歯科衛生診療所）の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定管理者となる団体

奈良市二条町二丁目九番二号 一般社団法人奈良県歯科医師会 会長 森口浩充

二 指定の期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで